

70 歳以上の方用

※70 歳未満の方は裏面をご参照ください

医療費軽減制度のご案内(高額療養費制度)

月々に支払う医療費には年齢と所得に応じ、入院と外来それぞれに「自己負担限度額」が設けられており、どなたでも手続きをすることにより、限度額までの支払いにすることの出来る制度です。

70 歳以上の方の自己負担限度額

	年収	1ヶ月あたりの自己負担限度額		
		入院	外来	多数該当
現役並み所得者	Ⅲ 約1,160万円～	$270,300円 + (\text{医療費} - 901,000円) \times 1\%$		140,100円
	Ⅱ 約770万円～約1,160万円	$179,100円 + (\text{医療費} - 597,000円) \times 1\%$		93,000円
	Ⅰ 約370万円～約770万円	$85,800円 + (\text{医療費} - 286,000円) \times 1\%$		44,400円
一般	～約370万円	61,500円	22,000円	
低所得者	Ⅱ 住民税非課税	25,700円	11,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)	15,700円	8,000円	-

手続き方法

- ・マイナンバーカードを取得されている方
「限度額認定証」の取得は必要ありません。
B 館中央受付、A 館 A2 ブロック協受付、入退院センター内にあるマイナンバーカード専用カードリーダーで登録してください。
- ・マイナンバーカードを取得されていない方
「資格確認証」「限度額認定証」をご用意ください。
限度額認定証は加入の保険者へ申請が必要となります。
入院の方は入退院センター、外来の方は中央受付もしくは各ブロック受付へ提示してください。

注意点

- ※「1 ヶ月」とは暦月の 1 ヶ月であり、入院日からの 1 ヶ月ではありません。
- ※療養費には食事代、室料、おむつ代、診断書代、自由診療費は含まれません。
- ※過去 1 年間に於いて、自己負担額の適応が 3 月以上あった場合、多数該当として 4 月目から限度額がさらに引き下げられます。
- ※限度額認定証の提出がない場合、一度自己負担割合に応じて精算となりますが、数ヶ月後に保険者から返金されます。

制度について詳しくお知りになりたい方は会計窓口、または医療福祉相談室へ相談ください

2026 年 8 月 1 日 牛久愛和総合病院